

(別紙)
「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針案等」に対する意見募集の結果

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(令和8年法律第38号。以下「本法」という。)に基づいて定める経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(以下「安定供給確保基本指針」という。)、特定海外事業の促進に関する基本指針(以下「特定海外事業促進基本指針」という。)、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究に関する基本指針(以下「調査研究基本指針」という。)、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針(以下「特定重要技術研究開発基本指針」という。)、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針(以下「特定社会基盤役務基本指針」という。)に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	基本方針	安全保障上の観点から経済施策を一体的に講ずるようにするのは一歩前進と評価し、方針案を支持する。特に表面化したチャイナリスクに鑑み、一刻も早い官民一体となったサプライチェーンの再構築を求める。	賛同の御意見として受け止めさせていただきます。 今後も事業者等との間で必要なコミュニケーション・連携を図りながら、サプライチェーンの強靱化等の各制度の適切な運用に努めてまいります。
2	基本方針	基本方針案第4章(5)「本法等に関する国民に対する周知・広報及び情報提供」等において、事業者向け相談窓口の一元化、Q&Aや技術的解説、具体的な過去の事例集を定期的に更新・公表することを明記していただきたい。複数省庁にまたがる制度運用において、事業者が問い合わせ先に困惑する事態を防ぎ、審査や届出に関する明確な判断例が示されることで、事業者の萎縮効果を防止し、自由かつ公正な経済活動との両立が図られると考えられる。	推進法第5条の規定を踏まえ、安全保障の確保と自由かつ公正な経済活動との両立の重要性については本基本方針の中で明記しています。 より事業者に経済安全保障施策について御理解を頂くため内閣府ウェブサイト等で発信しているところ、いただいた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
3	基本方針	基本方針案第4章(1)「取組の評価、制度の見直し」において、年次の運用実績(届出件数、審査期間の平均値、相談件数等)を可能な限り数値化・標準化して年次報告書等で公表する記述を追加していただきたい。制度運用の透明性が高まり、事業者及び国民の信頼感が醸成され、客観的なデータに基づく制度改善が容易になると考えられる。	特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の届出件数等を含む推進法上の各制度に関する取組状況は、内閣府ウェブサイトで公表しております。さらに、総務省ウェブサイトでも経済安全保障施策に関する政策評価書を公表し、取組結果や今後の課題等を具体的に数値化しております。今後も国民や事業者に対して、経済安全保障施策の理解増進のため、より分かりやすいデータを示すなど、創意工夫を重ねてまいります。
4	基本方針	基本方針において、認定等に関する考え方及び判断基準を可能な限り明確に示し、国民や事業者が制度の内容を理解し、予見可能性を持てる運用としていただきたい。また、制度の運用状況については、継続的な検証、必要に応じた見直しを実施し、適正に運用されていることを継続的に確認・検証できる監視・チェック体制を確保すべき。	基本方針、各基本指針等において、制度運用や認定等の考え方について、可能な限り明確化するように努めております。また、各制度の取組状況については、内閣府のウェブサイト等でも公表しており、各制度の実施状況を検証・確認し、適時に見直しを行っていくこととしております。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
5	基本方針	基本方針案では、何が「経済安全保障」に該当し、どこからが通常の産業政策・成長戦略となるのか、その境界が明確ではない。そこで、経済安全保障上の措置として政府が支援・規制等を行う場合の判断基準について、通常の経済政策・産業政策との区別を含め、具体的な考え方を明示すべき。	推進法上の各制度は、経済合理性を前提としつつも、国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する必要がある場合、安全保障を確保するために合理的に必要と認められる限度において支援・規制等の措置を講ずるものです。経済安全保障政策と経済施策・産業施策の区別の点については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
6	基本方針	「経済安全保障上必要」という抽象的な理由だけで行政の裁量を広げれば、将来的に対象分野や規制が際限なく拡大し、経済安全保障の名の下に、自由な企業活動、研究活動、情報管理が過度に制約されるおそれがある。国民や企業に新たな義務・負担を課するのであれば、対象範囲、指定基準、政府が取得できる情報、情報の利用目的、保存期間、第三者提供について明確な制限を設けるべき。	推進法の目的は、国や国民の平和と安全を経済施策を通じて守ることであり、法に基づく各制度の詳細は、一定の基準等も含め政省令等でできる限り明らかにするようにしております。法令に基づいて対応しようとするものであり、政府が規制対象や情報収集の範囲を恣意的に拡大することはありません。推進法第5条の規定を踏まえ、基本方針の中でも「これまでのように自由で開かれた経済を原則とし、民間活力による経済発展を引き続き指向しつつ」と記載しているとおり、引き続き安全保障の確保と自由かつ公正な経済活動の両立に取り組んでまいります。
7	基本方針	制度運用の透明性と過度な負担回避を両立させるべき。基本方針案は、自由かつ公正な経済活動との両立、国際協調主義、事業者等との連携を掲げ、規制対象範囲や考え方を明確にして予見可能性を確保すべきとしている。この趣旨を踏まえ、指定理由、支援基準、成果評価、競争への影響、特定事業者への利益集中、国民負担について説明責任を果たすべき。一方、情報収集には既存統計、業界団体調査、行政保有データ、標準フォーマット、APIを活用し、重複報告を避けるべき。	認定基準や実施基準といった推進法に基づく各制度の詳細は、各基本指針・政省令等でできる限り明らかにするようにしております。また、推進法や本基本方針等の趣旨や政策内容等について周知に努め、事業者との間で必要なコミュニケーション・連携を図っていくことで、可能な限り事業者側の負担を抑えられるよう努めてまいります。
8	基本方針	基本方針では、自由で公正な経済活動との両立や、規制を合理的に必要な限度にとどめることが示されている。この考え方を実際の制度運用でも徹底していただきたい。特に中小企業は、大企業と比べて法務や情報管理等を担当する人員や資金が限られるため、事業者への調査、報告、届出等は必要最小限とし、同じ情報を複数の省庁や機関に重複して提出させないなど、事業者負担を抑える仕組みを求める。	基本方針第1章第2節(3)に示すとおり、推進法の経済施策を推進していくためには、実際に経済活動を行っている中小企業を含む事業者等の理解と協力が不可欠であり、本法や本基本方針等の趣旨や政策内容等について周知に努め、事業者との間で必要なコミュニケーション・連携を図っていくことで、可能な限り事業者側の負担を抑えられるよう努めてまいります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
9	基本方針	経済安全保障上の施策は、企業の自由な経済活動や創意工夫と両立する形で実施すべきである。規制や支援の対象、判断基準および手続を可能な限り明確にするとともに、制度の新設・変更に際して十分な周知期間を確保する等、透明性・予見可能性の高い運用を求める。また、経済安全保障政策には、経済的威圧への耐性強化に加え、成長力と産業競争力の向上につなげる視点が不可欠である。技術・産業動向を的確に捉え、機動的に政策を見直していただきたい。	安全保障の確保と自由かつ公正な経済活動との両立の重要性については、基本方針の中で強調して述べているところだ。推進法に基づく各制度の詳細は、一定の基準等も含め政省令等でできる限り明らかにしております。推進法の施行時期についても、事業者説明会等を通じて周知を徹底し、各主体の事業活動を過度に制約しないよう、政府による関与は十分に予見できるように努めております。今後も、複雑化する経済安全保障環境を踏まえ、制度について不断の見直しを検討してまいります。
10	基本方針	今回の制度では、経済合理性と安全保障上の必要性の双方が考慮されているが、両者が衝突する場合がある。例えば、安価で効率的な外国製品を利用することは経済合理性に優れる一方、国内又は同志国製品を利用する方が安全保障上望ましいという場合である。そこで、経済合理性と安全保障上の必要性が両立しない場合、政府はどのような基準により優先順位を決定するのか。その判断過程を公表する仕組みがあるのか。	基本方針第1章第2節(3)に示すとおり、推進法の経済施策を推進していくためには、実際に経済活動を行っている中小企業を含む事業者等の理解と協力が不可欠であり、推進法や本基本方針等の趣旨や政策内容等について周知に努め、事業者との間で必要なコミュニケーション・連携を図っていくことで、可能な限り事業者側の負担を抑えられるよう努めてまいります。
11	基本指針	各制度が求める設備投資・研究開発・海外事業・サイバー対策・人材養成は、巨額のコスト負担を強いる。現行の高税率が企業・研究機関の余力を奪い、特に中小企業・スタートアップを困難にしている。法人税・所得税・固定資産税等の大幅減税、設備投資・研究開発・海外事業の即時償却・税額控除の拡充及び日本人人材・研究者の育成・雇用に対する優遇税制を、すべての基本指針の前提または関連措置として明記すべき。	推進法に基づく各施策は、基本方針第1章にも記載しているとおり、自由かつ公正な経済活動を前提としております。頂いた御意見の「優遇税制」等は今後の政策立案の参考とさせていただきますが、各主体の事業活動を過度に制約しないよう政府による関与(規制の対象範囲や考え方)は、十分に予見できるように努めてまいります。
12	基本方針	国際協調より、自国の経済安全保障を優先にした内容、ルールで推進する内容に見直しをお願いします。また官民連携についても、官主体で経済安全保障を確保しながら推進し、民間に任せられる分野、範囲に限って民間主体で推進するような体制を望む。	経済施策を講ずる上では、条約等の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しつつ、同盟国・同志国、グローバルサウス諸国等、経済安全保障上重要なパートナーとの協力の拡大・深化を図っていくことが重要です。また、官民連携についても、事業者の主体的な取組を前提としつつ、政府が必要なコミュニケーション・連携を図っていくことが必要であると考えます。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
13	基本方針	自由で公正な経済活動を維持しながら、経済安全保障の確保ができるとは到底思えない。敵国条項の存在する国連や国際機関に従順で、国際協調(現行条約等)を重視しすぎると、日本の経済安全保障は確保できない。日本国の発展、日本国民(帰化人除く)の幸福度の大幅向上を考えるならば、外国人への幸福度向上ばかりの政策は廃棄すべき。	推進法に基づく施策は、WTO協定等の我が国が締結した条約等の誠実な履行を妨げることがないように留意しつつ、他国・地域に過度に依存せず、優位性や不可欠性の獲得・維持・強化に向けて取り組むものです。頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
14	基本方針	重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化、基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保、官民が連携して重要技術を育成・支援する枠組みを作ることは重要だが、現状では日本政府による排外政策で中国との関係を悪化させ、数々の貿易物資が停止し、レアアースに限らずあらゆる産業に打撃を与え、物価高騰の原因を作っていることを反省してほしい。	この施策は、複雑化する現実の国際情勢等を踏まえ、我が国自身の取組として、①我が国の経済構造の自立性の確保、②国際社会にとっての不可欠性の獲得、③普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化に向けて必要な経済施策を講ずることとしているもので、特定の国を念頭に置いたものではありません。
15	基本方針	特定の国・地域又は外国企業を経済安全保障上のリスクとして評価する際、どのような客観的基準を用いるのか。また、国際情勢の変化によって当該国との関係が改善又は悪化した場合、リスク評価及び各種支援・規制をどのように見直すのか。	推進法は、経済活動に関して外部から行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止して安全保障を確保することを目的とし、法令、基本方針、基本指針等を示す客観的基準に基づき各制度を運用してまいります。なお、推進法上の各制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。
16	基本方針	経済安全保障の核心は、中国によるサプライチェーン支配・技術窃取・サイバー攻撃・人的浸透・経済的威圧への対処である。基本方針案で「自律性の確保」「優位性・不可欠性の獲得」を掲げる一方、中国リスクを明示的に排除していない。中国製品・中国企業・中国人・中国由来技術・中国関連サプライチェーン・中国人研究者の関与を原則全面排除し、認定・指定・支援・協議会・調査・設備導入・研究開発のすべてで「中国製品排除＋中国人排除」を必須要件として明記すべき。	推進法上の各施策は、複雑化する現実の国際情勢等を踏まえ、我が国自身の取組として、①我が国の経済構造の自立性の確保、②国際社会にとっての不可欠性の獲得、③普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化に向けて必要な経済施策を講ずることとしているものであり、特定の国を念頭に置いたものではありません。
17	基本方針	基本方針の根幹である「研究開発の促進や成果活用」だけでなく、「技術知見(情報)および技術者(人)の国内保護および海外への流出予防」を明確な取組として併記・追加することを提案する。	基本方針第1章第2節(3)に示すとおり、経済活動における様々な場面における技術力の維持・向上及び技術流出の防止については、本基本指針の中で明記しています。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
18	基本方針	経済社会活動のあらゆる領域がデジタル基盤に依存する中、わが国は、計算資源、データおよびAIのいずれについても、海外の事業者・技術への依存度が高く、自律性が十分に確保されているとは言い難い。これらは、もはや一産業分野の課題ではなく、金融、通信、エネルギー、交通、医療、行政等、社会全体の機能を支える基盤である。供給や利用の停止、利用条件の一時的な変更、域外適用法制に基づくデータへのアクセス、価格の急騰等が生じた場合、国民生活および経済活動に広範かつ即時に影響が及び得る。計算資源、データおよびAIを重要な社会基盤の一つとして今後の基本方針および関連する基本指針に明確に位置付け、安全保障の観点からの対応策の検討を進めていただきたい。 具体的には、①AI向け半導体、データセンターおよびこれを支える電力・冷却設備等の計算資源の確保と分散、②政府および重要インフラが取り扱うデータの所在・管轄権の把握と管理、③AIモデルやクラウドの調達における依存リスクの評価と代替手段の確保について、今後の検討課題として取り組んでいただきたい。	今後も情勢の変化や新たな課題に対応するため、能動的かつ不断の見直しに努めてまいります。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
19	基本方針	経済安全保障は、脆弱性を低減する「守り」の取り組みにとどまるものではない。わが国には、半導体製造装置、化学材料、精密部品、電源装置等、日本企業の供給なくして世界のサプライチェーンが成り立たない分野が数多く存在する。この「不可欠性」は、経済的威圧に対する抑止力であると同時に、同志国との連携を主導し、わが国の国際的な発言力を高めるための戦略的な資産である。 今後の基本方針の見直しに当たっては、自律性の確保とあわせて、こうした不可欠性をいかに維持・強化し、外交・通商政策と一体的に活用するかという視点を明確に位置付けていただきたい。そのためには、わが国が優位性を有する技術・製品・部素材を政府において継続的に把握・評価し、研究開発投資、人材、知的財産および輸出管理の各施策を一体として講じることが必要である。 あわせて、不可欠性を有する分野は、技術流出、買収および人材流出の標的となりやすい。優位性の維持には、企業の主体的な取り組みに加え、政府による情報提供と支援が不可欠であり、官民協議会等の場を通じて具体的な連携を今後の課題として進めていただきたい。	本基本方針の中でも、自律性の確保や不可欠性の獲得については、強調して述べているところ、国や国民の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を確保すべく、安全保障の確保に関する経済施策を推進してまいります。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
20	基本方針	今回の変更は、施行後3年を目途とする検討規定に基づくものであるが、国際情勢や技術革新の変化は速く、定期的な見直しだけでは十分に対応できない懸念がある。政府には、官民対話と政策評価を継続し、基本方針および各基本指針を機動的に見直すことを期待したい。あわせて、PQCへの移行や計算資源・データ・AIの自律性確保、わが国の不可欠性の戦略的活用など、今回意見した課題についても、官民協議会等の場を通じて継続的な議論・検討を進めていただきたい。	今後も国際情勢の急速な変化や新たな課題に対応するため、能動的かつ不断の見直しに努めてまいります。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
21	基本方針	現在のデジタル政策、AI政策、経済安全保障政策は、半導体、GPU、データセンター、クラウド、通信基盤等の供給側・基盤側への視点に比べ、それを実際に利用する国民、中小企業、個人事業者、在宅勤務者、フリーランス、クリエイター等の利用者側のデジタル基盤への視点が相対的に弱いと感じる。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
22	基本方針	「特定妨害行為」について、国民の健康・生命・財産を脅かす妨害行為を働いているのは、日本政府自身ではないか。不要に近隣諸国との関係を悪化させ、生活に使うべき税金を軍事に注ぎ込み、医療・福祉の基盤を破壊し、少子高齢化を補ってくれる外国人を追い出し、温暖化を加速させるAI・原発・火力発電に全力を注いでいる。国民の為に働く公務員として、全く道理に合わない事ばかりしている。これが妨害行為でなくて何なのか。他国の脅威など煽る前に、まず自らの行為について検証すべき。	推進法における「特定妨害行為」とは、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為です。公務の公正については、本法の施策に限られるものではなく、国家公務員法、国家公務員倫理法等の規律を通じて保持してまいります。
23	安定供給確保 基本指針	特定重要物資基本指針第2章第1節において、事業廃止や買収等に際して主務大臣が関係者へ協力を求める手続(法第11条の2等)について、要請を行う具体的要件や手続の透明性を担保するための基本指針・ガイドラインをあらかじめ作成・公表することを明記いただきたい。政府による私的自治やM&A、経営判断への過度な介入に対する民間の不安を払拭し、健全な投資活動や事業再編活動を阻害しないための安心感が生まれると考えられる。	推進法第11条の2に基づく協力の要請は、主務大臣が特に必要と認めるときに行うものであり、特に必要となる状況については、供給確保が困難となるおそれがある事由によって異なるため、具体的要件や手続を一律に定めることは困難であると考えております。一方、安定供給確保基本指針中に「民間事業者等への働きかけを行う際には、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解情勢に努めるものとする」旨を明記しており、これを踏まえて適切に対応を進めていきたいと考えております。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
24	安定供給確保 基本指針	特定重要物資基本指針第2章第2節「重要な物資のサプライチェーンを把握するための調査の実施」において、既存の公的統計や業界団体の調査データを優先的に活用し、重複した質問を避ける原則と、収集した企業機密情報の取扱に関する厳格な管理体制を明示いただきたい。過度な調査負担による事業者の疲弊を防ぎ、企業ノウハウや顧客情報等の機微情報漏えいに対するリスクを最小限に抑えることが可能と考えられる。	事業者の過度な負担とならないよう調査の範囲・内容等の絞り込みは適切に行うこと、調査を通じて政府が把握する情報には、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が含まれ得ることを踏まえ、必要な情報管理のための措置を講ずることを安定供給確保基本指針に明記しております。
25	安定供給確保 基本指針	第一に、要請又は調査の目的、対象者、対象情報、対象期間、回答期限、頻度、継続期間を可能な限り明示すること。 第二に、同一又は類似内容の反復調査を避けるため、府省庁間及び関係機関間で既存回答の活用や重複確認を行うこと。 第三に、事業者側に過度な負担が生じる場合の相談窓口、回答範囲の調整、期限延長、簡易回答の可否を示すこと。 第四に、協力要請や調査・報告要求の終了条件、再要請の条件、不要となった情報の取扱いを明確にすること。 第五に、営業秘密、取引先情報、価格・原価情報、在庫情報、調達先情報などの機微情報について、利用目的、共有先、保存期間、再提供の可否、アクセス管理、漏えい時対応を明示すること。	安定供給確保基本指針中には、 ・調査について、目的・趣旨、位置付け等の丁寧な説明に努めていく旨 ・公的統計、業界団体が実施する調査・統計活用や業界団体へのヒアリング等を活用することとしている旨 ・要請について、民間事業者等への働きかけを行う際には、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする旨 等を明記しており、これらを踏まえて適切に対応を進めていきたいと考えております。
26	安定供給確保 基本指針	特定海外事業への支援について、支援対象の選定理由、期待される国内裨益、継続評価の方法、計画変更又は取消しの判断基準、撤退・失敗時の検証方法を、営業秘密や安全保障上の機微を除いた範囲で公表又は説明できる形に整理すべき。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
27	安定供給確保 基本指針	政府が「方向性を示す」「情報提供を行う」ことで民間企業の自主的な取組を促そうとしているが、利潤につながらない施策に、企業が積極的に協力するインセンティブは生まれない。企業の視点に立った協力策を設計すべき。例えば、協力企業への優先的な調達契約や税制優遇等、企業が「協力することで利益を得られる」と感じられる仕組みを導入することを提案する。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
28	安定供給確保 基本指針	政府資金の出資・融資・補助の区分を明確にし、それぞれのルールを指針に明記すること。「事業継続」命令は最終手段とし、その発動には独立した第三者委員会の承認を必須とすること。支援を受ける企業には厳格な経営改善計画の策定・実行を義務付け、達成しない場合は支援を打ち切ること。	推進法第11条の2に基づく協力の要請は、特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認められる際に、認定供給確保事業者から主務大臣に対し申し出、主務大臣が関係者に必要な協力を求めるもので、政府資金の出資・融資等を行うものではありません。また、協力の要請は、「命令」ではありません。安定供給確保基本指針中に「民間事業者等への働きかけを行う際には、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解情勢に努めるものとする」と明記したことも踏まえて、適切に対応してまいります。
29	安定供給確保 基本指針	指定要件に定量的な閾値を設定すること。例えば「特定国への依存度が50%超」「最大輸入国からの輸入割合が30%超」等。代替輸入先について、ASEAN・オーストラリア・インド等、具体的な地域を念頭に置いた指針を示すこと。国内需要と海外市場のバランスを考慮する条項を追加すること。	特定重要物資の指定に当たっては、各物資ごとにサプライチェーンやその強靱化に向けた取組が異なることから、指定の要件に定量的な基準を設けることや具体的な代替調達先として具体的な地域を念頭において示すことは困難です。安定供給確保基本指針においても、国内外からの代替供給の可能性を考慮事項として明記しており、これも踏まえて対応してまいります。
30	安定供給確保 基本指針	政府が物資ごとに「目標」「期間」「施策」を詳細に定めることは、計画経済的な硬直性を内包している。市場は常に変動しており、政府の計画が市場実勢から乖離した場合、企業は計画と現実の間で板挟みになる。政府が「何をすべきか」を細かく指示するのではなく、企業が自ら申請できる支援制度を整備し、政府は「審査と資金提供」に役割を集中させるべき。	本制度においては、特定重要物資ごとに主務大臣が定める安定供給確保取組方針において、安定供給確保に関する目標、安定供給確保のための取組やこれを行うべき期間を定めることとしております。同取組方針に示された目標、取組等と呼応して、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者は、供給確保計画を申請し、認定・支援を受けることとなりますが、これは事業者自らの判断によって行うものであり、政府が事業者に強制するものではありません。また、国際情勢、サプライチェーンの構造変化、認定供給確保計画に基づく民間事業者等の取組の実施状況に応じて、必要な見直しを行うこととしています。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
31	安定供給確保 基本指針	政策金融公庫による低利融資は、市場メカニズムを歪める。特に、既に経営が困難な企業がこの融資を利用すれば、ゾンビ企業が温存され、金融機関に不良債権が累積する。融資の対象を「経営が健全で、かつ将来性が認められる企業」に限定し、融資後も定期的な経営状況の報告と第三者評価を義務付けるべき。	低利融資を受けるに当たっては、推進法に基づく供給確保計画の認定を受ける必要がありますが、その際に、「取組が安定供給確保取組方針で定められた期間以上行われること」や「取組に必要な資金の額及びその調達方法が供給確保計画を円滑かつ確実に実施するために適切なものであること」等の推進法に定める要件を満たす必要があり、経営状況等も踏まえて総合的に判断されます。また、推進法第13条第1項に基づく「供給確保促進円滑化業務等実施基本指針」(令和4年12月23日決定内閣府・財務省)においては、特定重要物資等の安定供給確保に係る低利・長期資金調達支援制度は、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されることを明確化しております。
32	安定供給確保 基本指針	政府が指定する法人が補助金の審査・交付を担当する仕組みは、実質的な「準政府機関」である。外部からの監視がなければ、恣意的な審査や不透明な資金配分、さらには腐敗のリスクが常につきまとう。独立した外部監査機関を設置し、支援法人の業務を定期的に検査すること。審査基準・交付決定の全てをウェブ公開し、透明性を確保すること。	安定供給確保支援法人は、推進法第31条第3項に基づき、主務大臣からの認定を受けた供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付することとしております。このため、主務大臣が定める供給確保支援実施基準において、認定供給確保事業者から提出のあった申請書の内容が当該事業者の認定供給確保計画に即したものであると認められる場合に、当該計画の範囲内で交付決定を行い、助成金を交付することが定められています。 その前提の上で、安定供給確保支援法人は、助成金の交付の要件など助成金の交付等の安定供給確保支援業務を行う上で必要な事項を、各物資ごとに定める安定供給確保支援業務規程で定め、主務大臣の認可を受けなければならないこととしており(推進法第33条第1項)、当該規程は公表しなければならないこととされています(同条第5項)。また、毎事業年度、安定供給確保支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成・主務大臣の認可を受け、公表しなければならないこととしているほか、事業報告書及び収支決算書についても主務大臣に提出し、公表しなければならないこととし、透明性の確保等に取り組んでおります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
33	安定供給確保 基本指針	特別措置の発動には国会の承認または独立委員会の厳格な審査を必須とすること。措置には有効期限(例:最長5年)を設定し、期限到来時には必ず継続の可否を再評価すること。譲渡は国有→公私合営→完全民営という段階的プロセスを指針に明記し、それぞれの段階での判断基準を明確にすること。	特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等に係るスキームについては、主務大臣が内閣総理大臣、財務大臣その他関係行政機関の長に協議すべきこと等が、経済安保推進法において規定されております。また、有効期限やプロセスを一律に定めることは困難であるものの、安定供給確保基本指針においても、本制度による措置の検討に当たっては、安定供給確保の取組の有効性を阻害しない範囲において、将来的に本制度による措置がなくとも当該特定重要物資の安定供給確保を図ることができるような措置の在り方を追求することや、本制度による措置を講じようとする際は、あらかじめ適切な期間を設定し、措置の在り方を見直すこと等を明記しています。
34	安定供給確保 基本指針	特定重要物資について、国民生活や経済活動への不可欠性、外部依存、供給途絶の蓋然性、本制度による措置の必要性という要件をすべて満たすものを指定するという考え方は重要。「重要である」という理由だけで対象を広げることがないよう、各要件を客観的に評価し、指定理由や判断根拠を可能な範囲で公表していただきたい。外部依存度や供給リスクが低下した場合には、指定を解除するなど、制度を固定化させない仕組みも必要である。	特定重要物資の指定の考え方については、安定供給確保基本指針に示しているとおりであり、物資ごとの各要件の該当性については、各物資に係る安定供給確保取組方針において明記しております。また、指定の解除の考え方についても、安定供給確保基本指針に明記しており、これも踏まえて、適切に対応してまいります。
35	安定供給確保 基本指針	補助金、金融支援、備蓄等によって重要物資の安定供給を支援することには意義がある。一方、特定企業や業界への支援が恒常化すれば、競争環境を歪める可能性がある。支援対象の選定基準、支援期間、支援額、成果の評価方法等について透明性を確保し、必要性がなくなった場合には見直す仕組みを設けるべき。	支援対象の考え方や取組を行うべき期間又は期限、安定供給確保の目標を、各物資に係る安定供給確保取組方針において明記しております。また、各認定供給確保計画の進捗評価、各物資の安定供給確保の目標の達成に向けた進捗評価については、毎年度フォローアップを行い、その結果を経済安全保障法制に関する有識者会議において報告しています。
36	安定供給確保 基本指針	特定重要物資の指定基準が厳格すぎて、対象が狭くなる可能性が大いにある。民間企業が対応可能なのか、日本企業が出来ない事を当初から考え、今迄通り外国企業優遇するつもりがありありと見透かされる。民間の自由を阻害しないを強調しすぎて、強制力が弱く、安全保障確保に支障をきたすこと必然である。又、アメリカ従属か金融支援はあるが、それで民間が積極的に動くとは思えず、外資に席卷(資本入り込み)されている経団連が外資優遇で動くのではないか。	特定重要物資は、推進法第7条の規定に基づき、重要性、外部依存性、供給途絶等の蓋然性、措置の必要性の4つを要件として指定しておりますが、必要以上に対象が狭く又は広くなることがないように、基本指針においてこれらの4要件の考え方を示しています。また、安定供給確保のための取組を行う認定供給確保事業者は、事業者からの供給確保計画の申請を受け、安定供給取組方針等に基づいて認定するものであり、特定の企業を優遇するものではありません。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
37	安定供給確保 基本指針	「外部に過度に依存」の具体的基準について特定重要物資の基本指針では、「外部に過度に依存し、又は依存するおそれ」があることを選定要件としている。しかし、「過度」と判断する具体的な水準が明らかではない。 「外部に過度に依存する」と判断する際、特定の国・地域からの輸入依存度、代替調達先の有無、国内生産能力、供給途絶時の代替可能期間等について、どのような基準・指標を用いるのでしょうか。 また、これらの基準を公表する予定があるのか明らかにしてください。	外部に過度に依存する物資とは、供給が特定少数国・地域に偏っており、当該国・地域からの供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得るものを指します。物資毎に、サプライチェーンの現状が異なるため、一律に定めることは困難ですが、外部に「過度」に依存すると判断する際の具体的な考え方については、安定供給確保基本指針案に示しているとおりです。
38	安定供給確保 基本指針	特定重要物資については、外部から行われる行為によって供給途絶等が発生する「蓋然性」も要件とされている。 そこで、供給途絶等の「蓋然性」をどのように評価するのか、過去の事例、国際情勢、当該国の政策、企業の支配関係その他、具体的な評価要素を明示していただきたい。	供給途絶等の蓋然性については、物資ごとの状況や我が国を取り巻く外交・安全保障環境を始めとする国際関係等の様々な要因が影響し得るものであり、例えば、供給国・地域による輸出の停止・制限、当該供給国・地域内への優先的な供給の実施、生産抑制につながる制限の導入・強化、供給不可欠役務の提供国・地域による役務の提供の停止・制限、当該提供国・地域内への優先的な提供の実施等、外部から行われる行為により想定される供給途絶等のリスクを総合的に考慮する必要があることを安定供給確保基本指針案に明記しております。
39	安定供給確保 基本指針	備蓄中心の発想から、更新可能な能力の維持へ転換すべきである。物理的物資について備蓄は有効な場合があるが、ソフトウェア、暗号、クラウド、AI、制御システムでは、古いものを保存しても安全に利用できない。必要なのは、ソースコード、ビルド手順、検証環境、署名鍵管理、保守人材、脆弱性対応プロセス、緊急時の代替運用能力である。プログラムを含む特定重要物資又はその原材料等については、国内で検証・修正・再ビルド・再配布できる能力を、安定供給確保の要件として評価すべき。	個別の特定重要物資の安定供給確保のために求められる取組やその要件等については、各主務大臣が定める安定供給確保取組方針において定めることとしております。
40	安定供給確保 基本指針	重要物資のサプライチェーン把握のための調査に、国内の既知鉱床・旧鉱山についての資源ポテンシャル評価も含めることを提案する。具体的には、過去の地質・鉱山資料、鉱区図、坑道図、採掘記録、分析資料等を収集・デジタル化し、必要に応じて地質調査、地化学調査、物理探査等を段階的に行う仕組みを整備してはどうか。その結果、有望性が認められた地域についてのみ、調査ボーリング等の詳細調査へ進む方式が合理的と考える。	個別の特定重要物資の安定供給確保のために求められる取組等については、各主務大臣が定める安定供給確保取組方針において定めることとしております。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
41	特定海外事業 基本指針	特定海外事業基本指針第5章第2節「資金の管理に関する事項」において、認定特定海外事業に対する事後モニタリングについて、認定事業者の既存の財務報告・事業報告等のフォーマットを活用できる取扱いとし、二重報告の手間を軽減する旨を追記いただきたい。海外事業特有の煩雑な実務において、追加的な報告事務負担を最小限に抑え、実質的な事業推進に集中できる環境を整うと考えられる。	申請書や資料の提出については、本法に基づく特定海外事業計画の認定等に関する命令で規定しており、基本指針では、具体的な提出方法等については、明記しておりません。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
42	特定海外事業 促進基本指針	政府出資の上限比率を指針で明示(例:総事業費の50%未満)し、民間が主体的リスクを負う構造を担保すること。介入の程度を段階的に区分し各段階での発動要件・期間・終了基準を客観的に定めること。3類型の該当性判断に定量的基準を導入し、漫然とした支援対象拡大を防ぐこと。	本制度における金融支援は、事業者に対して劣後出資等を供与することで、事業に対する予見可能性を高め、リスクを事業が実施可能な水準にし、民間資金動員を図ることを可能とするものです。御指摘の点については、こうした政策目的を踏まえつつ、民間が自発的な事業実施によるリスクを負うべきことを前提に、政府出資の具体的な在り方を運用ルールとして検討してまいります。 また、個別事業における3類型の該当性については、国際情勢、社会経済情勢等の変化を踏まえ、判断することになるため、定量的基準は導入しないことといたします。制度の運用に際しては、適切な判断を行い、民業を圧迫することのないことを前提に、御指摘のような「漫然とした支援対象拡大」とならないよう努めてまいります。
43	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業の認定後、事業実施国において、戦争、内戦、テロ、政変、外交関係の悪化、経済制裁、接收、サイバー攻撃等が発生し、外務省の危険情報が引き上げられた場合について確認したい。このような場合、認定事業の継続・一時停止・撤退について、どのような基準で判断するのか。また、認定事業が我が国の重要物資の供給等に不可欠となった場合であっても、邦人の退避を優先するのか。その判断原則を明らかにしてください。	事業の継続・一時停止・撤退等の判断は原則として事業者にて行われるものです。特定海外事業の促進に関する基本指針第4章第6節において示しているとおり、社会経済情勢や事業環境の変化、事業リスクの顕在化等により、当初の計画の内容では適切な事業の実施が困難となる場合、主務大臣が、必要に応じて、計画の変更の指示又は認定の取消しができるようにしておりますが、事業者からの報告等を受けつつ様々な事象を総合的に勘案して判断いたしますので、一律な判断基準は設けておりません。 御指摘の場合の対応については、国際情勢等を踏まえ、外務大臣と連携しつつ判断を行ってまいります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
44	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業制度では、経済安全保障上重要な海外事業を政府が支援することとされている。しかし、海外事業には、戦争、武力紛争、テロ、政変、制裁、外国政府による接收、サイバー攻撃、現地法令の変更等のリスクがある。そこで、特定海外事業の認定に際し、事業実施国における戦争・紛争・テロ・政変・接收・制裁等による事業継続不能リスクをどのように評価するのか。また、認定後に当該国の政治・安全保障環境が悪化した場合、認定の取消し、支援の停止、撤退支援等を行う基準を設けるのか。	特定海外事業計画の認定基準については、推進法85条の3第4項及び基本指針第4章第3節において規定しております。また、リスクについては、国際協力銀行からの情報提供も踏まえて評価するとともに、認定後もモニタリングを行います。認定の取消し等については、推進法第85条の5の規定に基づき行うこととしております。
45	特定海外事業 促進基本指針	経済安全保障上重要な海外事業について、政府やJBICが情報提供や劣後出資等によって支援することには一定の意義がある。しかし、政府が事業上のリスクを負担する場合、その損失が国民負担につながる可能性がある。そのため、どのような案件を支援対象とするのか、なぜ民間資金だけでは実施困難なのか、政府がどの程度のリスクを負担するのか、損失発生時の責任分担はどうなるのかを明確にしていきたい。また、政府支援によって企業本来の事業判断が歪められることのないようにする必要がある。	支援対象となる特定海外事業については基本指針第3章に規定しております。特定海外事業計画の認定基準については、推進法85条の3及び基本指針第4章第3節において規定しておりますが、事業の実施困難性やリスク負担については、個別の事業ごとに異なるため、基本指針では一律に規定しておりません。
46	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業によって海外に供給能力を確保する場合、同じ資金を国内の製造施設・研究開発・備蓄・物流インフラ等に投入した場合と比較して、どちらが経済安全保障上有効なのかという問題がある。そこで、特定海外事業の認定に際し、国内に同等の供給能力を整備する場合との費用対効果・安全保障上の効果を比較評価するのか。また、海外事業の方が経済合理性に乏しい場合であっても、安全保障上の理由によって海外事業を優先することはあるのか。	本制度は、我が国の経済安全保障を確保する上では、国内における取組を充実させるだけでは足りず、経済安全保障上重要な海外事業を官民一体で実施する必要性が高まっていること等を背景として導入したものです。本制度が支援対象とする特定海外事業は、推進法及び本基本指針において示す3類型であり、国内事業との比較は想定しておりません。
47	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業は、日本の経済安全保障上重要な海外事業を支援するものであるが、海外に製造能力・採掘能力・精製能力等を確保することが、直ちに日本国内への安定供給につながるとは限らない。戦争、封鎖、制裁、輸送途絶、港湾閉鎖、政変等が発生した場合、海外施設が稼働していても日本へ輸送できない可能性がある。そこで、特定海外事業の認定において、海外での生産能力だけでなく、当該物資を日本国内まで輸送する物流経路の安全性・冗長性についても評価するのでしょうか。評価する場合、その具体的な基準を明らかにしてほしい。	事業ごとに異なるため基準を一律に設定することはしませんが、事業内容や我が国の経済安全保障上の意義を踏まえた特定海外事業の目標を踏まえ、当該目標を達成するために適切な事業ストラクチャーの構築がなされているか、予見されるリスク発現時の措置等も含めて必要な確認を行うこととなります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
48	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業について、民間企業による海外投資・事業展開のみを対象とする制度なのか、それとも、国、独立行政法人、特殊法人、政府関係機関その他の公的主体が、海外において事業基盤を設置・保有・運営する場合も対象となり得るのか明らかにしてほしい。 特に、我が国の経済安全保障上必要な重要物資・重要技術等を確保するため、政府又は政府関係機関が海外に製造施設、採掘施設、精製施設、物流施設その他の事業基盤を直接又は間接的に設置・保有・運営することを、本制度は想定しているのか。想定している場合には、その対象となる主体及び法的根拠を明示してほしい。	本制度は、様々な事業形態も想定されることから、申請者について一律での限定は加えておりませんが、官民一体で、経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっていること等を踏まえて導入したものであり、その趣旨を踏まえれば、国・独立行政法人・特殊法人・政府関係機関その他の公的主体が本事業の申請者となることは想定しておりません。
49	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業が経済安全保障上重要であるならば、その事業施設自体が外国政府、武装組織、テロ組織その他の主体から攻撃・妨害を受ける可能性がある。 そこで、特定海外事業として認定された施設について、政府はその安全確保についてどの程度の責任を負うのか。 特に、現地政府による警備、民間警備会社による警備、日本政府による支援、邦人退避、施設の防護について、政府の役割分担を明らかにしてほしい。	本制度の認定に当たっては、国際情勢等も含めて様々な事象を考慮して審査してまいります。なお、海外事業に関する施設・設備の安全確保については、本制度の支援対象ではありません。
50	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業について、その実施予定地域が外務省の「危険情報」において、レベル3(渡航中止勧告)、レベル4(退避勧告)に指定されている場合であっても、経済安全保障上の必要性を理由として事業を認定・支援することは想定されているのか。想定している場合、外務省が日本人に対して渡航・滞在の中止又は退避を求めていることと、経済安全保障上の事業を当該地域で継続することとの整合性をどのように確保するのか。	本制度の認定に当たっては、国際情勢等を含めて様々な事象を考慮して審査してまいります。
51	特定海外事業 促進基本指針	経済安全保障上重要な事業であっても、事業実施国の情勢が悪化すれば、撤退が必要となる場合がある。一方、政府支援によって構築された事業については、「安全保障上重要だから撤退できない」という状況が生じる可能性もある。そこで、特定海外事業について、どのような条件を満たした場合に「撤退すべき」と判断するのか、あらかじめ基準を設けるのか。また、撤退によって重要物資の供給が途絶する場合の代替策についても明らかにしてほしい。	事業からの撤退については、原則として事業者が判断するものですが、特定海外事業の促進に関する基本指針第4章第6節において示しているとおり、社会経済情勢や事業環境の変化、事業リスクの顕在化等により、当初の計画の内容では適切な事業の実施が困難となる場合、主務大臣が、必要に応じて、計画の変更の指示又は認定の取消しができるようにしております。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
52	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業について、戦争、政変、接收、テロ、制裁等によって事業資産が失われる可能性がある。 そこで、政府支援を受けた特定海外事業が上記の理由によって損失を被った場合、その損失を最終的に誰が負担するのか。 民間企業が負担するのか、政府が補填するのか、あるいは政府系金融機関等が負担するのか、その考え方を明らかにしてほしい。 特に、経済安全保障上の必要性を理由として採算性の低い海外事業を支援する場合、その事業に伴う損失を「国家安全保障上必要なコスト」として公費で負担することを想定しているのか。	損失が生じた場合の負担については、特定海外事業としての支援の具体的条件に基づいて決定することになります。このため、JBICが事業者か負担者を一概に決定することはできません。ただし、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であって、赤字補填のために追加出資や融資が延々と求められる可能性があるものを継続して支援することは想定しておりません。
53	特定海外事業 促進基本指針	指定基金による巨額の支援や、JBICを通じた劣後出資(特定海外事業)などの選定プロセスにおいて、どのような基準で特定の事業者や団体が選ばれているのかが見えにくい。一部の特定企業への不当な優遇や、事業の丸投げによる「中抜き」、あるいは利害関係者との癒着が生じるのではないかという強い懸念がある。 選定理由や資金の流れ、中間マージンの実態を含め、すべての情報を国民の前に完全公開し、透明性を担保すること。政策効果とコストの国民への説明責任国費や公的リスクテイクが本当に安全保障に寄与しているのか、費用対効果はどうなっているのかについて、定期的に検証し、その結果を包み隠さず国民に開示する仕組みが不可欠である。	現在、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)及び独立行政法人科学技術振興機構(JST)に設置した基金を指定基金に指定して、経済安全保障重要技術育成プログラム(K Program)を実施しております。事業の実施に当たっては、NEDO及びJSTにおいて研究開発事業の公募を行っており、有識者からの御意見も頂きつつ、公募要領に記載の審査基準を基に事業者の選定を行っております。また、経費の使用等についてはNEDO及びJSTにおいて適切に管理・執行しているほか、研究開発の状況については、毎年「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」において、研究開発構想に記載されている各研究開発について外部有識者を含めて確認を行うとともに、研究進捗を含む会議資料を公表しております。引き続き、適切な情報発信に努めてまいります。 また、経済安保海外事業促進制度に関して、支援対象となる特定海外事業については基本指針第3章に規定しております。特定海外事業計画の認定基準については、推進法85条の3及び基本指針第4章第3節において規定しております。事業の実施状況については、必要に応じて有識者等の御意見も頂きながらフォローアップを行い、企業の機微情報等を踏まえつつ、事業の実施状況やフォローアップの内容について公表してまいります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
54	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業促進制度では、物理インフラだけでなくデジタル基盤と情報管理を重視すべき。海外事業は、政策変更、需要変動、地政学リスクだけでなく、データ所在、クラウド依存、現地通信環境、サイバー攻撃、技術流出、委託先管理、人権・環境リスクを伴う。認定・支援に当たっては、収益性や実現可能性だけでなく、我が国の自律性、優位性、不可欠性、国際秩序形成への貢献、情報管理、サイバーセキュリティ、データ可搬性、技術流出防止を評価すべきである。	基本指針の第4章のとおり、特定海外事業計画の認定に当たっては、収益性や実現可能性だけでなく、我が国の社会経済構造の自立性向上や、我が国の技術等の他国・地域に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保等様々な事象を総合的に勘案して認定することとしております。
55	特定海外事業 促進基本指針	「国内への裨益を考慮する」の意味について、特定海外事業の基本指針では、海外事業による国内産業・事業者への貢献や国内への裨益について「考慮する」とされている。しかし、これは国内への経済的利益が認定の必須条件ではないとも読める。そこで、特定海外事業について、国内への裨益が認定要件ではなく「考慮事項」ととどまる理由を明らかにしていただきたい。 また、国内への経済的利益がほとんど期待できない海外事業であっても、安全保障上の必要性のみを理由として国が支援することは可能なのか。可能である場合、その判断基準を明示してほしい。	国内への裨益の在り方は様々であり、これを一律に評価することは困難であるため、特定海外事業の促進に関する基本指針第6章第3節において、「我が国の産業や事業者への貢献及び国内への裨益が適切に確保されるかについて考慮する」としております。 特定海外事業計画の認定基準については、推進法85条の3第4項及び基本指針第4章第3節において規定しております。また、事業の認定にあつては、我が国の社会経済構造の自立性の向上や、我が国の技術等の他国・地域に対する優位性等を総合的に勘案して審査することとしております。
56	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業については、海外展開そのものを目的化せず、国内への裨益をより具体的に確認すべき。海外事業で得られた知財・データ・運用ノウハウが国内投資、国内人材の維持・向上、国内サプライチェーンの強靱化に結び付くことを、認定時及び事後評価時の要件として明確化するべき。 企業への支援に当たっては、配当や海外流出を優先し、国内投資・賃上げ・技術継承に十分つながらない事業者を漫然と支援対象にすべきではない。国内供給力を実際に増やす行為に重点化すべき。従業員持株会等を通じた国内安定保有や、重要技術・重要設備に係る人的基盤の維持も、経済安全保障上の評価対象とすべき。海外資本による過度な支配や、短期的な株主還元を優先する経営は、重要物資・重要技術・社会基盤役務の安定性を損なうリスクとなり得る。	国内への裨益の在り方は様々であり、これを一律に評価することは困難であるため、特定海外事業の促進に関する基本指針第6章第3節において、「我が国の産業や事業者への貢献及び国内への裨益が適切に確保されるかについて考慮する」としております。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
57	特定海外事業 促進基本指針	今回の制度では、経済合理性を超えて、安全保障上の必要性から重要物資、技術、海外事業等に政府が関与することが想定されている。一方、高市政権の成長戦略は、本来、民間投資、生産性向上、技術革新、国内投資、雇用創出等によって日本経済を成長させる政策である。そこで、経済安全保障上必要であるものの、経済的採算性や国内への経済効果が低い事業について、政府はこれを成長戦略として位置付けるのか、それとも安全保障政策として位置付けるのか。さらに、経済成長と経済安全保障の目的が一致しない場合、政府はどちらを優先するのか、その基本原則を明らかにしてほしい。	特定海外事業は、推進法に基づき経済安全保障の確保の推進のために行うものであるため、国家安全保障政策に位置付けられるとともに、成長戦略にも資する事業であると考えています。また、経済成長と経済安全保障は相反するものではなく、特定海外事業を促進することによって、いずれにも貢献できるものと考えています。
58	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業の促進の基本指針(27頁) 国家が主導すべき海外事業戦略にも関わらず、民間の自主性に頼っており、情けない、2681年の悠久の歴史の気概が無さすぎる。劣後出資 だけで地政学リスクを吸収できるとは、常識で考えてもだめだとわからないのか、情けない。計画認定が厳しすぎる、スピード感を欠き、愚劣な中国・朝鮮に出し抜かれることが、分からないか。	特定海外事業計画の認定基準については、推進法85条の3第4項及び基本指針第4章第3節において規定しており、これに基づき、審査は可能な限り迅速に行うよう努めます。
59	特定海外事業 促進基本指針	仮に国又は政府関係機関等による海外施設の設置・保有・運営が想定される場合、その施設の設置、財産取得、管理及び運営について、いかなる法律上の根拠に基づいて実施することを想定しているのか。また、現地国の法令、土地所有制度、租税、司法管轄権等との関係をどのように整理するのか。	事業者が行う事業の法的根拠等については、認定に当たり、特定海外事業を円滑かつ確実に実施するため適切な実施体制となっているかとの観点から審査を実施することとしております。
60	特定海外事業 促進基本指針	特定海外事業が我が国の経済安全保障上重要なインフラ・製造施設となった場合、その施設への攻撃や妨害は、単なる企業被害ではなく、我が国の重要物資の供給途絶につながる可能性がある。そこで、特定海外事業に対する攻撃・破壊・占拠等が発生した場合、これを我が国の経済安全保障上の事態としてどの行政機関がどのように対応することを想定しているのか。また、外交、防衛、警察、経済産業等の各行政機関の役割分担を明らかにしてほしい。	我が国の企業が特定海外事業に関して保有する海外資産に攻撃が行われた場合の対応については、国際情勢等を踏まえ、外務大臣と連携しつつ判断を行ってまいります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
61	調査研究 基本指針	独立行政法人経済産業研究所(RIETI)に総合的な経済安全保障シンクタンク機能を構築し、その調査研究を官民協議会や政策形成に活用する仕組みに強く賛同する。地政学と経済が密接に結びつく「地経学」の時代において、経済安全保障政策の実効性を確保するには、経済安全保障の第一人称であり、経済成長を司る企業の視点が不可欠である。この観点から、民間企業から出向者を受け入れ、ビジネスの現場で培った知見・経験を調査研究に反映する方針を評価する。さらに、経験豊富な企業経営者や起業家も継続的に参画できる仕組みを設け、そのネットワークや経営感覚を政策形成に活かしていただきたい。 こうした官民の人材交流を通じて、経済安全保障を担う人材と知見が官民双方に蓄積されることを期待する。経済界としても、経済安全保障シンクタンクへの人材派遣、調査研究への協力および継続的な意見交換に積極的に参画したい。	頂いた御意見も踏まえ、官民連携を進める等、適切に対応してまいります。
62	調査研究 基本指針	経済安全保障上のリスク認識や現場情報を共有し、対応策を検討する官民協議会の設置を歓迎する。政府と企業が継続的かつ双方向に意見交換し、相互理解を深め、具体的な対応につなげる実効的な場として運営していただきたい。 率直かつ実質的な情報共有には、情報の機微度に応じた厳格な情報保全措置が不可欠である。重要情報を取り扱う場合には、構成員に対するセキュリティ・クリアランス制度に基づく適性評価に加え、参画企業の情報保全体制を適切に確認する等、実効性のある情報管理体制を整備していただきたい。 官民協議会の運営に当たっては、一般的な意見交換の場にとどまらないよう、分野の専門家とビジネス経験の豊富な企業人からなる分科会を設置することを提案したい。例えば、「サイバー空間における経済安全保障」、「量子計算機と耐量子計算機暗号(PQC)への移行」、「AI・クラウド・データ基盤」、「重要インフラの相互依存」、「重要技術およびサプライチェーン」をテーマとする分科会を設け、専門性の高い議論を深めることで、施策の実効性を高めることができると考える。	官民協議会の運営については、頂いた御意見も踏まえ、情報共有の在り方を検討する等、適切に対応してまいります。
63	調査研究 基本指針	調査研究は民間シンクタンクへの公募とし、政府は資金提供者に徹し研究内容への干渉を禁止すること。複数のシンクタンクから提案を募り優れた提案には政府資金を交付する市場競争型の仕組みを導入すること。不採用の場合も不採用理由を明確に説明し公表することを義務付け、国民が政府の判断の妥当性を検証できるようにすること。	総合的な経済安全保障シンクタンクの調査研究成果の透明性については、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
64	調査研究 基本指針	リスク点検では、少なくとも次の事項を点検対象に含める必要がある。 1. 協力国と我が国の需要が同時に発生し、供給量又は利用可能量が双方の需要を満たさない可能性があるか。 2. 我が国の物資、技術、能力等について、保有又は管理する主体、利用可能な量若しくは期間、必要となる権限又は民間事業者の同意、法的制約及び利用した場合の国内への影響を踏まえ、交換又は相互融通への利用可能性があるか。 3. 需要競合が生じた場合に、我が国が維持すべき必要量又は機能水準、利用可能な代替手段及び交換可能な資源を整理し、その結果を政府内の総合調整及び対応措置を担当する行政機関へ引き継ぐことができるか。	総合的な経済安全保障シンクタンクの研究テーマについては、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。
65	調査研究 基本指針	調査研究及び経済安全保障シンクタンクについては、成果物を公表する場合、非公表とする場合、要約のみ公表する場合の基準や具体的な例示を設けるべき。非公表とする場合も可能な範囲で非公表理由、研究目的、政策への反映状況、検証可能な範囲の要約を記録し、後日の制度見直しや国民への説明に活用できるようにすることが望ましい。	総合的な経済安全保障シンクタンクの調査研究成果の公表の取扱いについては、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。
66	調査研究 基本指針	官民協議会は、政府と民間が経済安全保障上の課題を共有する上で重要な仕組みである。ただし、政府への情報提供だけが民間側の負担となることのないよう、政府が保有する情報についても、秘密保持に配慮した上で可能な範囲で民間へフィードバックし、企業がリスク管理や事業判断に活用できる仕組みとしていただきたい。 また、経済安全保障を取り巻く環境は変化するため、制度導入後も定期的に効果を検証し、供給リスクの低減、海外依存度の改善、政府支援の成果、事業者負担、競争環境への影響等を評価するべき。必要性が低下した規制や支援については、縮小や廃止を含めて見直す仕組みを設けていただきたい。	官民協議会の運用については、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。また、今後の総合的な経済安全保障シンクタンクの運用の中で、御指摘の点についても考えてまいります。
67	調査研究 基本指針	RIETI だけで国家シンクタンクを担い、各省庁に横串をさすことが出来ると思っているのか。情報保全が厳しすぎて民間外向者が活躍出来ないのではないのか。調査研究の成果物の非公表が多く、何のための調査研究か、余りにも透明性が低すぎる。	総合的な経済安全保障シンクタンクの在り方については、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
68	調査研究 基本指針	官民協議会及び調査研究を、形式的な情報交換にとどめず、重要依存関係を継続的に発見・評価・改善する仕組みとして運用すべきである。調査対象には、物資の輸入依存度だけでなく、ソフトウェア部品、レジストリ、クラウド、認証基盤、暗号実装、AI基盤モデル、データセット、技術者コミュニティ等への依存も含めるべきである。官民協議会には、既存大企業や業界団体だけでなく、OSS開発者、セキュリティ研究者、大学、スタートアップ、地方企業、標準化専門家を含めるべきである。	官民協議会及び総合的な経済安全保障シンクタンクで取り扱うテーマや官民協議会構成員等の運用方法については、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。
69	調査研究 基本指針	調査研究機能については、各省庁の縦割りを補完するだけでなく、国内供給力、外部依存、海外資本リスク、労働・技能継承、委託構造、国内への裨益を横断的に分析する機能を持たせるべき。政策効果の検証においても、支援金額や認定件数ではなく、国内投資額、国内雇用、国内生産能力、技術継承、人材育成、サプライチェーンの代替可能性などを指標化すべき。 経済安全保障政策は、危機時に物資や技術を確保するためだけでなく、平時から国内の産業基盤と人材基盤を維持・強化するための制度であるべき。したがって、本件各指針においては、国内への実質的な還元、責任主体の明確化、外部依存の低減、技術・人材の継承を横断的な評価軸として明記することを求める。	総合的な経済安全保障シンクタンクの在り方については、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。
70	調査研究 基本指針	基本方針案および各指針案は、官民協議会・調査研究シンクタンク(RIETI内)・指定基金・協議会・事前届出・勧告・命令・情報提供・報告義務・実施状況評価・変更指示など、事業者・研究機関に膨大な事務負担と政府監督を課している。これは典型的な行政事務の肥大化と政府の過剰介入である。 民間の経済活動・研究開発に対し、これほど詳細な計画認定・報告・審査・協力義務を課すことは、自由な経済活動を阻害し、競争力を削ぎ、結果として日本企業・研究者を萎縮させる。「行政事務を半減以上に削減」することを数値目標化し、手続の最小化・ワンストップ化・デジタル完結・裁量の乱用禁止を義務付けていただきたい。「合理的に必要と認められる限度」を厳格に運用し、日常的な監督・報告を廃止し、真に国家安全保障上の重大事案に限定すべき。官僚主導のシンクタンク・協議会肥大化は税金の無駄遣いと民間活力低下の元凶である。	推進法の制度は、経済合理性を前提としつつも、国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する必要がある場合、安全保障を確保するために合理的に必要と認められる限度において規制等の措置を講ずるものです。加えて、各主体の事業活動を過度に制約しないよう、政府による関与は十分に予見できるように努めております。総合的なシンクタンク及び官民協議会の運営については、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
71	調査研究 基本指針 ・ 特定重要技術 基本指針	調査研究基本指針第2章第3節および特定重要技術基本指針第2章第5節「守秘義務」において、守秘義務の対象となる「秘密」の範囲について、書面等での明示を原則とし、指定期間および解除の手続・基準を明確化することを記載いただきたい。何が秘密に該当するかが曖昧な場合、研究者や参加企業が過度に萎縮し、技術交流や学術発表が停滞する恐れがある。指定範囲と期間を明確にすることで、安心してオープン＆クローズ戦略を推進することが可能と考えられる。	総合的な経済安全保障シンクタンク及び官民協議会において取り扱う、守秘義務の対象となる秘密の具体的範囲やその他関連手続等については、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。 特定重要技術指針の「第5節 守秘義務」については、各指定基金協議会にて「特定重要技術研究開発協議会情報管理規程」を定め、守秘義務情報の取扱い(保全処置、指定・解除等)を規定しているとともに、「第4節 協議会の運営 エ 研究開発の内容及び成果の取扱い」において、論文などの成果発表については、守秘義務の対象となる情報を除き、制約を課すことはせず、原則公開されるものとしています。このため、研究者や参加企業が過度に萎縮し、技術交流や学術発表が停滞するおそれはありません。
72	特定重要技術 基本指針	協議会参加者には適切な報酬・処遇を明示するとともに、協議会参加が研究者のキャリアにとって明確なインセンティブとなる仕組みを構築すること。「申請即同意」ではなく個別の同意取得プロセスを必須とし、研究者が自由に参加・不参加を選択できる権利を保障すること。	協議会への参加に際しての研究者の負担や、参加意欲の向上に向けた環境整備の重要性についての御意見として承りました。協議会の運営に当たっては、参加者の役割や取扱いについて適切な周知に努めるとともに、研究者が安心して活動できる環境の確保に取り組んでまいります。また、協議会への参加に係る手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後の制度運用において検討してまいります。
73	特定重要技術 基本指針	研究セキュリティについても、機密情報を保護することは重要だが、通常の研究活動や国際共同研究まで過度に制限することのないよう、対象となる情報や活動の範囲を明確にしていきたい。	研究セキュリティについては、令和7年12月に「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」を公表し、今年度より運用を開始しているところ、当該手順書にて対象となるプログラムの範囲等を明記しております。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
74	特定重要技術 基本指針	特定重要技術の範囲(対象領域)を設定する際の考え方として、指定される技術領域そのもの(完成品や最終技術)だけでなく、「当該対象領域を直接支える領域(高度な生産設備や基幹部素材の開発・製造を担う事業者及びその技術者)」も明確に含めることを提案する。	経済安全保障上の重要技術領域につきまして、各技術領域を直接支える領域についても重要であると認識しておりますが、重要技術については、「経済安全保障上の重要技術領域に関する提言(2026年1月30日)」にて、「経済・社会構造や地理的要因等から国民生活及び経済活動の維持にとって重要となり得る技術、又は、広く国民生活若しくは経済活動が依拠する経済・社会基盤となる技術であって、外部から不当に行われる行為によりこれらを安定的に利用できなくなる場合に現在又は将来の国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの、また、国際社会における経済活動の維持にとって重要となり得る技術のうち、これを獲得・高度化することで我が国の存在が国際社会にとって不可欠となり得るもの」と整理されております。頂いた御意見については、有識者の先生方の御意見も踏まえつつ、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
75	特定重要技術 基本指針	特定重要技術について、我が国の「自律性」「優位性」「不可欠性」の確保が政策目標とされている。しかし、これらの概念は非常に広範である。そこで、「自律性」「優位性」「不可欠性」をそれぞれどのように定義し、どのような指標によって達成度を評価するのか。例えば、世界市場シェア、特許、技術的代替可能性、国際標準、国内供給能力、海外での利用実績等をどのように評価するのか明らかにしてほしい。	「優位性・不可欠性」について、我が国が持っている強みを磨き、他国に対する優位性を確保し、その優位性を更に高めていくことで、国際社会にとって我が国が不可欠となる分野を戦略的に増やしていくことが重要であると認識しており、「自律性」については、特定重要技術の過度な依存は、将来の国民生活及び経済活動に支障を及ぼすおそれを生じさせてしまうことから、技術を他国に過度に依存しないよう、自国で技術を持つことが重要であると認識しております。なお、具体的な指標については、対象となる技術やその背景、現在の動向等により変動することもあり得るため、一律に設定するのは難しい面もございますが、頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
76	特定重要技術 基本指針	特定重要技術については、研究開発だけでなく、その成果の社会実装や国際標準化等も重視されている。そこで、日本が特定重要技術を海外展開する場合、展開先の国が当該技術に依存することによって形成される経済的・技術的相互依存関係を、我が国の経済安全保障上の「不可欠性」として評価するのか。また、技術を海外展開することによる技術流出リスクと、日本の技術を国際的に普及させることによる安全保障上の利益を、どのように比較衡量するのか。	不可欠性との関係では、特定重要技術の海外展開を通じて、展開先の国を含む国際社会において我が国が不可欠な存在となる分野を戦略的に拡大していくことが重要と認識しております。その際、御指摘の技術流出リスクと、日本の技術を国際的に普及させることによる安全保障上の利益については、技術の内容や展開先の国・地域、国際情勢等によって個別具体的に異なるため、一概に比較衡量することは困難であると考えております。他方で、技術流出リスクへの対応は重要であり、「経済安全保障上の技術に関する技術流出防止策についての提言」を踏まえ、研究開発成果の社会実装に向け適切な技術流出防止策が講じられるよう、各府省に御協力をお願いしているところです。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
77	特定重要技術 基本指針	支援対象を大企業や既存業界団体に偏らせず、中小企業、スタートアップ、OSS開発者、大学、研究機関、地方企業にも開くべきである。経済安全保障上重要なのは、少数の巨大供給者に依存することではなく、多層的で代替可能な供給網を形成することである。特にソフトウェア分野では、重要な基盤技術が少数のOSS開発者や中小企業によって維持されていることが多い。これらの主体を制度上不可視のままにすれば、最も重要な依存関係を放置することになる。	特定重要物資の安定供給確保に関する制度において、支援対象は、「安定供給確保を図ろうとする者」であり、大企業や業界団体に限ったものではありません。また、経済安保海外事業促進制度においては、「特定海外事業を実施しようとする者」に関しては、国際的な輸送網、重要サービス、重要技術等の開発や投資等に関わる事業者として、中小企業やスタートアップを含む多様な実施主体が考えられることから、法人の形態等による制限は設けないこととしております。
78	特定社会基盤 役務基本指針	特定社会基盤役務については、設備導入だけでなく、保守点検、プログラム更新、操作、委託・再委託を含む維持管理の責任主体を明確化する必要がある。現場で実際に設備を扱う事業者、下請、再委託先まで含め、ログ管理、作業履歴、教育訓練、責任分界を確認可能な制度運用とすべき。	特定社会基盤役務基本指針第4章第1節(4)において、「特定妨害行為のおそれを審査するに当たっては、届出事項に関連する情報や、当該特定重要設備の導入及び重要維持管理等を実施する体制や状況に関する情報等を含めて総合的に勘案する必要があることから、追加的に情報提供を求めることがある。」と記載しています。頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
79	特定社会基盤 役務基本指針	本制度については、事業者において、届出や変更届出にかかる情報の収集・届出書作成・提出作業に多大な運用コストがかかっている状況。今回の改正事項には作業負担軽減の改正もいくつか含まれているが、今後も適宜事務負担軽減につながる運用改善を図ることを要望する。今後はシステム化も見込まれているが、事業者の負担を軽減できるよう実利用開始後も実態に応じてシステムの仕様を柔軟に見直せるような運用が望ましい。	特定社会基盤役務基本指針第6章第2節において、「政府は、・・・実効性を確保しつつ特定社会基盤事業者等の負担の軽減を図られるよう不断に制度の見直しを行う」と記載しているように、今後とも不断に制度の見直しを検討してまいります。頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
80	特定社会基盤 役務基本指針	特定社会基盤役務基本指針第4章第1節(2)「事前届出事項」および第3章第2節(2)「再委託の対象範囲に関する考え方」において、構成設備や再委託先に関する情報の省略が認められる具体的な要件や「確認済供給者リスト」等の仕組みの導入検討について、指針本文中に追記していただきたい。グローバルなサプライチェーンやソフトウェアの複雑化に伴い、末端の部品・構成要素や多段階の再委託先をすべて追跡・報告することは事業者への多大な負担が懸念される。適切な安全管理体制が確認されている事業者からの調達については、報告を一部簡素化・省略できる基準を示すことで、事業者の事務負担を劇的に軽減しつつ、真にリスクの高い部分へ審査リソースを集中できると考えられる。	構成設備の供給者や再委託の相手方に関する情報の一部省略が認められる具体的な場合の詳細等については、主務省令において定めることとしています。なお、御意見の「確認済供給者リスト」等については、 ・本制度は設備の供給者等の属性のみを審査するものではなく、基幹インフラ事業者が講ずるリスク管理措置にも着目すること ・一度審査を行った供給者等であっても、当該供給者等に関する届出情報の変更等の事情変更があれば再度確認が必要になることから、網羅的かつ適時に公表することは困難であること 等の理由から、その作成・公表については現時点では予定していません。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
81	特定社会基盤 役務基本指針	特定社会基盤役務基本指針4章第1節(3)「禁止期間」および第5章第2節「特定社会基盤事業者等に対する事前相談の実施」において、事前相談を完了した案件については、原則として禁止期間(30日)の短縮適用を行う旨をより明確に記載し、審査進捗状況を事業者がオンライン等で確認できるようにしていただきたい。設備導入や仕様変更の遅延は事業者の競争力に直視的な影響を与えることから、事前相談のインセンティブを強化し、審査の透明性を高めることで、ビジネスのスピード感を損なわずに安全保障上の確認を完了することに資すると考えられる。	事前相談については、早い段階でリスクを把握し、事業者及び国の双方が円滑に対応するために重要であることから、早期・適切な事前相談を促す考え方を示しています。事前相談の実施のみをもって一律に禁止期間を短縮することは困難ですが、特定社会基盤役務基本指針第4章第1節(3)において、「禁止期間を短縮し得る場合としては、例えば、…届出前に事前相談を行っており審査に必要な情報をあらかじめ提供している場合等が想定される。」と記載しています。審査の透明性の向上に関する御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
82	特定社会基盤 役務基本指針	基幹インフラ等の事前審査や調達規制が、企業のビジネススピードを低下させ、過度なコスト負担となる懸念がある。審査プロセスの迅速化と経済的支援民間ビジネスの足かせとならないよう、事前審査の処理期間にタイムリミットを設けることを義務付けてほしい。また、安全保障対応のために企業側(特に中小企業)に発生する余計なコストや煩雑な手続きについては、国が適切な財政的補助を行う仕組みを強化すべき。	推進法第52条第3項において、特定重要設備の導入等に係る禁止期間は、原則として事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して30日を経過する日までと規定されているほか、特定社会基盤役務基本指針第4章第1節(3)において、「経済活動に与える影響を踏まえ、禁止期間が長期となることは避けることが望ましいことから、事業所管大臣及び関係行政機関の長は、国家及び国民の安全を確保する上で必要な審査を効率的かつ迅速に行うこととする。」と記載しています。財政的補助についての御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
83	特定社会基盤 役務基本指針	事前届出制度の対象を真にリスクが高い案件のみに限定し行政負担を最小化すること。行政拡大に伴う財政コスト試算を事前に公表し国民的議論に付すこと。審査業務の一部は外部専門機関に委託し政府内部の負担増を抑制すること。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
84	特定社会基盤 役務基本指針	「安全保障を脅かす恐れ」「特定妨害行為のおそれ」の定義が抽象的であり、規制や支援の選定における政府の裁量が大きすぎる。客観的かつ明確な基準の策定政府の主観的・政治的な判断で規制対象が変動しないよう、技術や設備のチェック基準について、誰が見ても白黒はつきり判断できる客観的なガイドライン(具体的なチェックリスト等)を事前に明記・開示してほしい。 また、政府の判断が公平かつ妥当であるかを検証するため、守秘義務を持った「政府から独立した第三者の専門家委員会(監視機関)」を設置してほしい。	審査に係る詳細な審査基準を示すことは、かえってその基準を悪用した申請を容易にするなど、特定妨害行為の主体を利することになりかねないという課題があるものと考えています。一方、事業者の予見性を確保するため、審査に関する考え方については可能な限り明確化する必要があることから、特定社会基盤役務基本指針第4章第1節(4)において、審査に当たっての考慮要素①～④を明記しているほか、内閣府及び事業所管省庁において相談窓口を設置し、事業者からの相談を受け付け、綿密なコミュニケーションを図っています。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。 また、本制度については、政策評価や行政事業レビューにより評価されています。
85	特定社会基盤 役務基本指針	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針に、「これまでのように自由で開かれた経済を原則とし、民間活力による経済発展を引き続き指向しつつも、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に照らして想定される様々なリスクを踏まえ、あらゆる事態を想定して、社会・産業構造の強靱化を図っていくべきである」との記載がある通り、特定重要設備や公正設備の調達はリスクを踏まえた上でも、公正かつ公平に行われるべきというのが原則的な考え方と認識している。その考え方のもと、事業者としては、委託先企業に対し、業務の適切な遂行を委託するとともに、リスク管理措置の確認により、業務上のリスクの把握・防止が適切に行われることを担保している。一方、実際に業務に従事する作業者の選定・管理は、こうした要件の下で委託先企業の責任において行われるものである。このように、業務の適切な遂行やリスク管理が確保されているにもかかわらず、事業者が個々の作業従事者の国籍を確認することは、差別的な取扱いやプライバシー・人権上の問題につながりかねない。 そのため、仮に作業従事者個人の国籍等に関する情報を確認する必要性が生じた場合にも、委託元である事業者に対して委託先の個々の作業従事者の情報取得・提出を求める仕組みとするのではなく、政府から、当該作業者の選定・管理を行う委託先企業に対して、必要な範囲で直接確認・対応を求める枠組みとすることが適切であると考え	推進法第5条の規定に基づき、安全保障の確保と自由かつ公正な経済活動との両立の重要性については本基本方針の中で明記しています。 審査に当たって追加的に情報提供を求める必要がある場合には、個別具体の事案に応じて、適切な運用を図ってまいります。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
86	特定社会基盤 役務基本指針	電気、ガス、水道、鉄道、通信等の重要インフラについて、外国政府等による影響を受けた事業者が設備導入や維持管理に関与することによるリスクを審査することは重要。しかし、外国企業であることのみを理由として排除するのではなく、実際の外国政府等からの影響、技術的及び物理的リスク、代替可能性、事業者によるリスク低減措置等を踏まえ、具体的なリスクに基づいて判断する制度とすべき。また、事前審査が長期化すると、設備更新や障害対応などの迅速な事業活動に支障が生じる可能性がある。緊急性の高い案件については、迅速な審査手続きを設けることを求める。再委託先についても、すべての事業者を一律に詳細確認するのではなく、リスクの程度に応じた段階的な管理とし、中小企業に過度な負担を負わせないように配慮すべき。	本制度は、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為を防止するため、導入等計画書の事前審査を行う制度です。審査に当たっては、特定社会基盤役務基本指針第4章第1節(4)に記載した考慮要素等を踏まえ総合的に勘案することとしており、供給者等が外国企業であることのみをもって排除するものではありません。迅速な審査については、推進法第52条第3項において、特定重要設備の導入等に係る禁止期間は、原則として事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して30日を経過する日までと規定されているほか、指針第4章第1節(3)において、「経済活動に与える影響を踏まえ、禁止期間が長期となることは避けることが望ましいことから、事業所管大臣及び関係行政機関の長は、国家及び国民の安全を確保する上で必要な審査を効率的かつ迅速に行うこととする。」と記載しています。また、推進法第52条第11項に基づく緊急やむを得ない場合の導入等計画書の届出の例外に係る考え方については、指針第4章第1節(8)に記載しています。 再委託の相手方に関する事項については、指針第3章第1節(2)に記載のとおり、主務省令で定める場合に該当する場合には、当該再委託先に関する情報の一部を省略することを可能としています。
87	特定社会基盤 役務基本指針	対象の電気、ガス、水道等に外資が入らないように徹底するべき。 また、妨害行為は設備導入や維持管理だけで起きるわけではないにもかかわらず、審査対象が“設備導入・維持管理の委託”に限定されすぎており、現場の実態把握が全くない。	本制度は、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為を防止するため、導入等計画書の事前審査を行う制度です。審査に当たっては、特定社会基盤役務基本指針第4章第1節(4)に記載した考慮要素等を踏まえ総合的に勘案することとしており、供給者等が外国企業であることのみをもって排除するものではありませんが、上述の制度趣旨を踏まえ、引き続き、事前審査を通じた特定妨害行為の防止に取り組んでまいります。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	基本方針 指針(SC) 指針(技術) その他	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
88	特定社会基盤 役務基本指針	AIの急速な進展に伴い、犯罪組織、ハクティビスト、プラットフォーム事業者、クラウド事業者等の非国家主体の影響力が増すとともに、サイバー攻撃が高度化し、国境や同盟関係とは異なる依存構造が形成されている。経済活動におけるデータの戦略的重要性が増す中、サイバー空間と地政学が一体化する「サイバー・ジオポリティクス」の視点を今後の経済安全保障政策に位置付け、国家間関係だけでなく、技術的依存、データアクセス、域外適用法制、システムの脆弱性および非国家主体の活動を含め、リスクを多層的に評価すべきである。 サイバー攻撃によるサプライチェーンや基幹インフラの機能停止、機微データの窃取・改ざん、AIを用いた攻撃は、国家や企業の信頼性や同志国との情報共有・連携にも直結する課題である。 また、量子計算機による現在広く利用されている公開鍵暗号の危殆化は、政府、金融、通信、エネルギー、医療、安全保障等の分野に横断的な影響を及ぼし得る経済安全保障上の脅威である。今回の基本方針案への具体的な反映を求めるものではないが、今後の継続的な検討項目として明確に位置付けていただきたい。 量子計算機技術が急速に進展する中、諸外国では、政府機関や重要インフラ等の高リスクなシステムについて、2030年頃までのPQC移行目標を設定する動きがある。こうした動向を踏まえ、わが国においても、機微情報を扱うシステムについては2035年までとするPQC移行目標を待たず、前倒しを検討する必要がある。産業界の動きが他国に劣後しないよう、対象システム、優先順位および移行時期を示したロードマップを早期に策定していただきたい。	サイバーセキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略(令和7年12月23日閣議決定)において「官民連携・国際連携の下、広く国民・関係者の理解を得て、国が対策の要となり、官民一体で我が国のサイバーセキュリティ対策を推進していく」と記載されているように、技術の急速な進展等も踏まえつつ、政府一丸となって取り組むべき課題であると認識しています。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。